



BATON SUITE

BATON SUITE 宿泊約款

第1条（適用範囲）

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令または法令に基づくものをいう。以下同じ。）または一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、連絡先、国籍
 - (2) 宿泊日、宿泊日数及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただく場合があります。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期限を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2（施設における感染防止対策への協力の求め）



BATON SUITE

BATON SUITE 宿泊約款

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または本約款および当ホテルが定める利用規則に従わないおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者や当ホテル従業員に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者や当ホテル従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という）であるとき。
- (9) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という）第 7 条第 2 項または第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により当ホテルが宿泊させることができないと判断したとき及び気象情報、交通規制情報等から当ホテルがやむを得ない事由により宿泊させることができないと予め判断したとき。
- (11) 当ホテルが所在する地方自治体で制定されている「旅館業法施行条例」の規定する場合に該当するとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 に定める次の事由に該当するとき。



BATON SUITE

BATON SUITE 宿泊約款

- ① 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求。
- ② 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。
- (13) 宿泊しようとする者が、賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき（旅館業法第5条第1項第2号）。

第5条の2（宿泊契約締結の拒否の説明）

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約の全部または一部を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合において、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たり、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (2) 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- (3) 第5条(3)から(13)までに該当したとき。
- (4) 寝室での寝タバコの禁止、消防施設などに対するいたずらの禁止、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。この場合、当ホテルは宿泊客から受領済みの宿泊サービス等の料金を返還するために宿泊客に連絡をすることがあります。



BATON SUITE

BATON SUITE 宿泊約款

第7条の2（宿泊契約解除の説明）

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第8条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、年齢、性別、連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊日当日午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の利用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（料金の支払い）

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いはキャッシュレス決済で、宿泊の登録の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（当ホテルの責任）

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が当ホテルのフロントにおいてチェックインの手続きをしたときに始まり、宿泊者がチェックアウトの手続き（宿泊者がルームキーをフロン



BATON SUITE

BATON SUITE 宿泊約款

ト又は自動精算機に返却したときをいう。)をしたときまたは第9条第1項の客室使用時間を経過したときに終わります。

- 3 当ホテルは、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条 (契約した客室の提供ができないときの取扱)

当ホテルは、当ホテルの責めに帰すべき事由により宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条 (寄託物等の取扱)

当ホテルは、当ホテルが承諾した場合を除き、フロントにて貴重品含め宿泊客のお持ち込み品はお預かりしていません。当ホテルの承諾を得て宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
- 3 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第15条 (宿泊客の手荷物または携帯品等の保管)

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物、携帯品その他の動産を当ホテルに置き忘れられていた場合（以下「宿泊客忘れ物」）において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、原則として当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないとき、若しくは所有者との連絡がつかない場合には、次の各号が定める方法により処理または処分するものとします。
- (1) 宿泊客忘れ物については、発見日を含め7日間保管しその後最寄りの警察署に提出するま



BATON SUITE

BATON SUITE 宿泊約款

たは、3ヶ月間保管した後、法令等の定める方法により処分いたします。

- (2) 宿泊客忘れ物が消耗品や飲料、食品類その他衛生環境を損なうものについては、即日処分いたします。

- 3 前二項の場合における宿泊客の手荷物及び宿泊客忘れ物の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

第16条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第17条（長期宿泊者）

次に掲げる事項のいずれかに該当する宿泊客は長期宿泊者いたします。

- (1) 第2条が定める宿泊契約の申込日数が連続して10日以上で、かつ当該日数で宿泊契約が成立した場合

- (2) 当社が運営する同一ホテルにて、第2条第2項、第3条の規定に基づく宿泊の継続日数が合計で10日以上となった場合

- 2 長期宿泊者は、本約款および当ホテルの利用規則を遵守していただくと同時に、次に定める事項に従っていただきます。

- (1) 客室内の衛生確保や快適にご滞在いただくべく、客室清掃につきましては3日に1度以上の頻度で実施させていただきます。

- (2) 客室内の品質保持のため、当ホテルの判断により、定期的にルームチェンジをしていただきます。

- (3) 当ホテルが、ご利用者本人の身分確認を求めた場合には、身分証明書（顔写真が入ったもの：運転免許証、マイナンバーカード（表面）コピーを一定期間保管させていただきます）のご提示をしていただきます。

- 3 前項が規定する事項にしたがっていただけない場合または第7条第1項各号が定める契約解除事由に該当した場合には、宿泊契約の一部または全部を解除させていただくことがございます。

第18条（駐車場について）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第19条（支配言語について）

本約款は日本語で作成されています。英語、中国語、韓国語の翻訳文が添付されている場



BATON SUITE

BATON SUITE 宿泊約款

合がありますが、あくまでも参考に過ぎません。日本語の条項との不一致、相違がある場合は、すべて日本語の条項が優先されます。

第 20 条（専属的合意管轄）

宿泊契約及び本約款等の規約に関連する訴訟については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（約款の変更手続等）

当ホテルは、本約款を任意に変更または補充することができるものとします。

- 2 本約款の変更または補充は、改定後の本約款または補充約款を当ホテルの所定のサイトに掲示し、原則として当該掲示から 30 日間の周知期間を経て、当ホテルが定めた効力発生時期にその効力を生じるものとします。ただし、法令上の理由による本約款の変更、または変更後の約款に関して宿泊者の同意を得た場合については直ちに効力を生ずるものとします。
- 3 変更または補充された本約款に同意されないお客様は、当ホテルの利用を停止して頂きますようお願いいたします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 11 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳
宿泊料金	基本宿泊料（室料）
追加料金	その他の利用料金
税金	消費税／宿泊税／入湯税

（注）

1. 税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。
2. ホテル所在地の自治体が宿泊税を導入している場合には、宿泊税を申し受けます。
3. 温泉があるホテルは、入湯税を申し受けます。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日			
	不泊	当日	3 日前	7 日前
宿泊料金	100%	100%	80%	50%



B A T O N S U I T E

BATON SUITE 宿泊約款

(注)

1. %は宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。



BATON SUITE

BATON SUITE ご利用規則

BATON SUITE 沖縄古宇利島では、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくことを目的として、宿泊約款第 10 条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

万が一、この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第 7 条に基づき、ご宿泊及びホテル内諸施設のご利用をお断りさせていただくことがございます。

また、この規則を守られないことによって当ホテルが被った損害のご負担をいただくこともございますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

【防災・防犯・安全の確保について】

1. 避難経路図及び、各階の非常口案内図につきましては、客室ドア付近の壁に掲示してありますので、ご入室の際にご確認ください。
2. お客様の安全確保のため、ご滞在中、必ずドアロック及びドアガードをお掛けください。
3. 指定された喫煙場所以外での喫煙は固くお断りいたします。
4. 指定された喫煙場所以外での喫煙が判明した場合は、客室の売り止め費用の他、寝具・カーテン・絨毯等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費を請求させていただきます。
5. 客室内及び廊下では、火災の原因となるような行為（お香、キャンドル、裸火、客室内備品以外の熱・火気を発する器具の使用等）は固くお断りします。
6. ご滞在中は、防犯のため客室の施錠をしてください。客室から出られる際は、客室のキーを必ずお持ちください。客室キーを紛失、破損された場合は、鍵交換工事にかかわる費用（消費税込 33,000 円）が必要となります。
7. ご訪問客と客室でのご面会・宿泊予約のない方のご入室は固くお断りいたします。
8. 未成年者のみのご宿泊は、保護者からの許可がない限り、お断りさせていただきます。（「ご宿泊同意書」をご提出していただき、保護者に確認のご連絡をさせていただきます）。
9. ご連泊なされるお客様におきましては、客室清掃は不要である旨のご要望をいただいた場であっても、衛生上の観点及びお客様の安全確保の観点から、当ホテルが必要と認める場合には、随時（3 日に 1 回）客室の清掃を行わせていただきます。
10. 客室清掃以外でも客室のメンテナンス・法令点検・客室点検・緊急時の場合等、お客様の安全管理及び施設保全のため当ホテルが必要と判断する場合には、（お客様が当ホテルに対して予め入室を拒否している場合であっても）やむを得ず客室内に入室させていただくことがございますことは予めご了承ください。
11. 緊急事態、或いはやむを得ない事情が発生しない限り、ホテル従業員エリア・非常階段・屋上・機械室等のお客様用以外の施設には立ち入らないでください。
12. 当ホテル諸施設で火事、地震、停電等の緊急事態が発生した際は、ホテルスタッフ及び館内放送の指示に従ってください。



BATON SUITE

BATON SUITE ご利用規則

13. ご利用規則以外当ホテルの定める規約がある場合は、当該定めに従っていただきます。

【貴重品、お預かり品、お忘れ物について】

1. ご滞在中の現金、その他貴重品保管については、客室に備え付けの金庫をご利用ください。ご利用なさらないで万一紛失、盗難等が発生した場合、当ホテルでは一切の責任を負いません。
2. チェックイン前に郵送等でお預かりした物品は、原則お部屋までお届けいたします。チェックイン時に荷物預かり証をお持ちください。預かり証を紛失、盗難等原因の如何を問わず無くされた結果により生じた損害につきましては、当ホテルでは責任を負いません。
また、引き渡し後の物品の紛失等についても責任を負いません。
3. ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。但し、飲食物及びホテルが廃棄物と認めたものについては、即日処分いたします。

【お支払いについて】

1. ご宿泊代金は事前決済していただくかチェックインの際にお支払いをお願いいたします。
その他滞在中の追加料金はチェックアウト時にお支払いください。お支払い方法はキャッシュレス決済に限ります。
2. お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等の立替えはお断りさせていただきます。
3. ご宿泊者以外の方から料金の支払いを受ける場合は、定められた期日までにお支払いいただければ、ご宿泊者本人に直接ご請求させていただきます。

【おやめいただきたい行為】

1. 客室やロビーを事務所や営業所代わりとして使用すること等、宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
2. 館内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥類等の生き物（補助犬は除く。ヴィラ棟は別途愛犬同伴利用規約に基づく。）
 - (2) 悪臭を発するもの
 - (3) 常識的な量を超える物品
 - (4) 法により所持を禁止されている鉄砲、刀剣等、覚せい剤の類
 - (5) 火薬、揮発油の発火または引火しやすいもの
 - (6) その他、他のお客様の安全を脅かす物品と認められるもの
3. 館内で許可なく他のお客様に広告物の配布や、物品の販売、寄付・署名集め等を行わないでください。
4. 館内及び敷地内で他のお客様に迷惑をかけるような写真や動画撮影はおやめください。



BATON SUITE

BATON SUITE ご利用規則

5. パジャマ、スリッパにて廊下、ロビー等の客室以外の施設をご利用なさないでください。
濡れたままの衣服や水着のままで館内に入るとはご遠慮ください。水着またはそれに準ずる衣服での館内の利用はご遠慮ください。必ず上着等を羽織っていただけますようお願いいたします。
6. ホテルの許可なく、客室内の備品を移動し、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等、現状を著しく変更なさないでください。客室内の小物、備品は客室外に持ち出さないでください。万一施設、家具、什器、備品その他の物品等の汚損、破損、紛失またはその所在を不明とすることがあった際には、その実費を弁償いただくことがあります。

【お断りする行為】

ご予約後、あるいはご滞在中であっても、次に定める行為をお客様が行った場合には、その時点で、ご利用をお断りさせていただきます。また、状況に応じて、警察・弁護士等にも連絡のうえ、適切な対処をさせていただきます。

- ① 他のお客様に迷惑をかけるような疾病（法定伝染病）等をお持ちの方の宿泊。
- ② ホテル内で撮影された写真や動画等を当ホテルの許可なく営業上の目的で公にすること。
- ③ 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテルの利用。
- ④ 反社会团体及び反社会团体員（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）の当ホテルの利用。
- ⑤ 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為。
- ⑥ 宿泊なされるお客様が心身耗弱、薬物、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある行為。
- ⑦ 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為、その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、また、賭博、風紀を乱すような行為、公序良俗に反する行為や当ホテルが不適当と判断する行為。
- ⑧ 当ホテルスタッフの業務を妨害し、義務なきことを強制すること。また、社会通念上許容される範囲を超えた要求があったと当ホテルが判断する行為。
- ⑨ スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的とした SNS への投稿等の嫌がらせ等の行為。
- ⑩ ホテルの運営の妨害、ホテルもしくは大和ハウスグループの信用及びブランドを毀損する行為
- ⑪ 過去に当ホテルにて上記①～⑩の行為の全部又は一部をし、当ホテルより利用をお断りされたことがあるお客様のご利用。



B A T O N S U I T E

BATON SUITE ご利用規則

【規則の改訂】

当ホテルは、本規則を任意に変更または補充することができるものとします。

本規則の変更または補充は、改定後の本規則または補充規則を当ホテルの所定のサイトに掲示し、原則として当該掲示から30日間の周知期間を経て、当ホテルが定めた効力発生時期にその効力を生じるものとします。ただし、法令上の理由による本規則の変更、または変更後の規則に関して宿泊者の同意を得た場合については直ちに効力を生ずるものとします。